

明日の山王へ向けた まちづくりのご提案

道路・交通について

地域の状況・・・山王地区内には、狭い道路が多数あります。中には、消防車や救急車などの緊急車両が入れないところがあります。

例えば

幅員4m未満の道路に面している敷地は、建築基準法に基づいて、原則として建物の建築に当たって、道路中心線から壁もしくは柱を2m後退する必要があります。これによって、狭い道路も順次幅員4mに拡幅されることとなります。

しかしながら、個々の建築物の建替えによるため、一体的な整備とはならず、現状では後退後のスペースも私的に利用されるケースが見られます。

まちづくりの提案

○協力依頼

まちづくり協議会が区と協力して、私的利用をしている該当者に申し入れる。

○整備要望

ある程度連続して、後退が進んでいる箇所については、一体的な道路整備を区にお願いします。

など

例えば

地域の状況・・・狭い道でも車の通行が多いところがあります。

暗闇坂からの道は、池上通り付近では道路幅員が広いのですが、環七通りに近づくにつれて、幅員が狭くなっています。

しかも、環七通りへの通り抜け道路ともなっており、車の通行も多い状況です。

また、一方通行となっているため、かえって車がスピードを出しやすく、歩行者にとっては逆に危険な状況になっています。



写真: 八景坂交番付近

まちづくりの提案

○山王の交通体系の検討

周辺の道路を含めた一方通行等のあり方を議論する。

○ドライバーに注意を喚起するような視覚的効果の検討

- ・看板や路面への「スピード落とせ」の表示。
- ・歩行者帯の白線を反対側にも入れる。

など

緑の維持・創出

地域の状況・・・山王地区内には、都会とは思えないほど多くの緑があります。しかしながら、しだいに緑が失われています。

例えば

かつてのお屋敷が、住宅開発の結果、細分化され、まとまった緑が失われてきています。

いまある緑を保全するだけでなく、新たに創り出していくことも必要です。

まちづくりの提案

○宅地内の緑化推進

道路に面した宅地内の緑化を進め、緑の連続した空間を創出する。

○ルール化(P3～5参照)

山王まちづくり憲章、山王まちづくり協定(案)の周知、地区計画制度の導入。

など